

3 第42条の6《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》 関係

【改正の概要】

本措置の対象となる中小企業者について、中小企業者から除外されるみなし大企業について見直しが行われるとともに、適用除外事業者に該当するものについて本措置の適用が停止された。